

一般社団法人日本希少がん患者会ネットワーク
役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本希少がん患者会ネットワーク（以下「RCJ」という）の定款に役員の報酬等について定められていないので、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）」第89条および第105条に基づき、その額は社員総会の決議によって定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は次に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、原則として平日はRCJに勤務する者をいう。
- (3) 報酬等とは、一般法人法第89条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。費用は含まない。
- (4) 費用とは、職務の遂行のために発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）および手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員は、原則として無報酬とする。

2 監事に対しては、主として会計監査に対する対価として、謝金を支給することができる。監事が複数いる場合、その配分は監事間の協議による。支給方法は当該監事とRCJの協議による。

(費用)

第4条 RCJは、役員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(規程の改廃)

第5条 当規程の改廃は、理事会が行う。

付 則 この規程は、2020年3月1日より施行する。